農林水産省	円 板	討要請								
世 管理 番号 区分	区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向 上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	団体名	その他 (特記事項)	
7 B 地方 に対する 規制緩和	土地利用(農地除	助力公共部体を が表現 が主義 が手報報等 の の の の の の の の の の の の の	潮量は原則、現地測量により実 測で行われているが、GISまた はGPSを利用した測量性報も進 歩してきていることから、実測で はなく、簡易測量への緩和等を 求める。	現安体製剤申請と四番体の宣行を受ける態、用地測量は、展別、現地測量により実施で行かれてもが、案件につては単調による通行も不可能な山間奥地でのよう。 会社は、また、金社は、地道が進歩させば、転がな好を受けるケースとあり、申請の服みをは、一般とは、一般とは、一般とは、一般とは、一般とは、一般とは、一般とは、一般と	・貸付費用が無償であれば、厳密な貸付 面積の求積も必要ないと思われる。 ・長期間に及ぶ保安林解除等申請業務 の時間短縮化、簡素化が図れる。 ・現在貸付を受けている箇所からずれが	・保安林及び保 安施設地区の指 定、解除の取り 扱いについて ・国有林野の管	農林水産	妙高市		□ 上野災害の増加に伴い、森林を傷事業の必要性も増加しているが、保安林について、 係る手続きの開始により、保安林を実体の一つとする森林整備事業の促進に 原名手続きの開始により、保安林を要体の一つとする森林整備事業の促進に 信息市 (場合・新株の事業)において、東国通行が開鍵ない間部や見通が多いな 地域が多く、指示された現地創置による実制に国籍を来す場合がある。また、国有 本人民地を形似"場合は取るの選告"が表により作業、比の打ればならない。場合 から、このため、GISやGPSを指した。別集日がある。また、国有 本人民地を形似"場合の原総や行政を費の前波などの効率化が励られる。 ○ 図海林の質付を受ける際の申請に伴う用地測量は京康・北が東北においまい。場合 が、利用を伴う保安林の供がなのような方法であるのか等が明らかではない が、転用を伴う保安林の供が必要であるため、現地で開始に 関切の、申却者に実測による測量を求めるのは負担が非常に大きく、高額な測量 質例の、自動者に実測による測量を求めるのは負担が非常に大きく、高額な測量 質例の、自動者に実測による測量を求めるのは負担が非常に大きく、高額な測量 質例の、自動者に実測による測量を求めるのは負担が非常に大きく、高額な測量 質例の、自動者に実別による測量を求めるのは負担が非常に大きく、高額な測量 質例の、自動者に大調による測量を求めるのは負担が非常に大きく、高額な測量 類別の、自力がにない。GISやGPSを利用した測量技術も選をしており、他の2官 高者ではGPS測量が認められている事例もあることから、少ない費用と時間での間 湯剤量も可能となる軽和指置等を求める。 とない、質別は一般でなな位置図、実実測図は、その質付けが有償である。 「実測によるない間見測量」がどのような方法であるのか等が明らかではない が、質付けの申請に多なな位置図、実実別の場では、その質付けが存留である。 「実測によるない間見測量」がどのような方法であるのか等が明らかではない が、質付けの申請に係る土地の位置、非状、節載が明確に不られて とため、質別のは、同様に係ることの対象に対象と呼ば、一般であるが であるため、質付けの申請に当たり現地を実測した実現図の流付を要する。 なお、規則は全でとめらたりには、反数を管理を表する。 なお、規則は実体で定めらたりには、反数の実測した。 なお、規則は実体で定めらたりには、反数を管理を表する。 なお、規則は実体で定めらたが、質付けに係る区域・境界が明確に特定及び であるため、質付けに係る区域・境界が明確に特定及び であるため、質付けに係る区域・境界が明確に特定及び 変もっては置しなど実施の調としていることができるのか等が明らかではよれ が、質付けの申請に当しり現を言となるの場である。 なお、規則は実体で定めらたけに、表の基を関しまれ、最初であるのか等が明らかではない が、質付けの申請に当ました。現れの実別と なが、質付けに係る区域・規則が明確に特定及び 変もっては置いないでは、対象をであるのでは、対象をであるのか等が明らかではない が、質付けの申請に当なものでは、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表
8 B 地方 に対する 規制緩和	地	法の規定により 市町村が行う共	を行う場合に「必須事業」となっている「家畜共済」について、 「任意事業」として整理していた だきたい。	社会情勢の変化に伴い、当該法律の制定当時と比べて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいない現状である。 本市においては、家畜共済の対象畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土地利用の状況から、今後新たな畜産業が展開される	(1) 自治体が、地域の実態に応じた共 済制度の設置を選択できるようになることで、地域に異に必要な事業の適立な とで、地域に異に必要な事業の適立な の事業の主義できるようになる。 の世界の主義できる。 の世界の主義を の世界の の世界の の世界の の世界の の世界の の世界の の世界の の世界	展業災害補債法 第85条の7	農林水産省	伊丹市		- 農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行い 要な法等上の指置を誘いることとしているところ、共済事業を行う市町村におい ご指摘のよう点問題があることを確かであるので、本件については、農業災害 債制度の全体の見直しの中で、問題を無消できるよう検討を進めて参りたい。
74 B 地方公規制緩和	地	展書書祭の見道し	共済保険審査会(以下「審査 会」という。)について、審査事 案が発生した場合など、都道所 県の判断により必要に応じて設 置できるよう必置義務を見直し てほしい。	本限においては、昨年県内4つの農業共済組合が合併・組合化したことで、農 果共済組合連合が解散となった。 そのため、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する 事項について、当該農業共済組合連合会に対し該や提起する」とは比ななった。 また、法第142条の2で規定する知事の間に応じた調査審議についても、本県 においては、通売費任保険合う(共済金額(服务名組合と連合会の負担割合)に	審査会に係る事務の負担軽減により本 米業務の効率化が図れる。	展案災害補償係 所引引象、143条 加温府保養金別 通過保養金別 種子	省	石川県		
13 B 地方 に対する 規制緩和	地	交付金」の市町	づくり交付金」事業において、都 道府県・市町村を経由し、事業 実施主体に間接的に交付金を 交付しているが、事業実施主体 が農業協同組合等の場合にお いて、市町村を経由せずに補助	「強い農業づくリ交付金実施要綱」第4の1の(1)に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由するため、手続きに前を要し、事業が迅速かつ海岸が以来施でされ、また、募集時期が前町村の予算編成を開発したが、また、募集時期が前町村の予算編成を開発したが、中枢では、自然の場合がある。 本程途中が確認がある。このため、増設におき、様さ、様さ、は、連絡が、中枢・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・	地所有適格法人などの場合、市町村を 経由しない方が効率的で迅速な事業遂 行が可能となる。特に、香川県において は、団体の活動範囲が市町村の域を超 表だきを行う方が、効率的で円滑な補助金 の事務手続きが可能であり、より機動的 の事務手続きが可能であり、より機動	交付金実施要綱	農林水産	三豊市		横浜 (八本市においても、県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等にお (八金) 大な修正、提出資料、設明資料が必要ななり、市においては人員が不足す 自治体の裁重性を高めている。 名名 (中、資料作成に相互は時間を製している。手続き事務にて鍛えれ、地域の農業 については、事業の接別権を都進府県に妥ねる等。1 自治体の裁重性を高めている。 本の意見を膨いたり、ニースを分析するなど、本来、市町村が担うべき農業機関 (第市、 次のある本的な業務の遂行・支険を含されている。 大フカス (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	_			
見解 類	見解	補足資 料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
①貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地 一 で面積、用途がわかれば十分であり、見取図、位置図があれば十分では ないか。	-	1	【全国市長会】 権利関係等を勘案し、慎重に検討されたい。		
②保安林内の遊歩道や登山道など糸久構造物の設置を作わない貸付に 関しては、面積に式たなるととも危険箇所等化けることか、実満での 測量は困磨を極めるケースがほとんどである。ゆえに、GISを用いた地図 測量を基本と、現地の境界で急い、境界れの設置等について省略する 形が受当と考える。 ③遊歩道や登山道の実測となると視過確保や杭の設置等にふた伐採や 振削等も多くなり、保安林へのダメージが多くなる。実測がなければそれ らダメージを検測される。					
④現在の貸付等に関しては、測量技術が確立される前の案件も多く、長い年数を経る中で、自然関本をどによりルートの変更を余様などされているものがあるが、そのほとんどが、財政的な要因等でそのままの運用になっているケースが多くなってい。人件費等で高額な測量費用の掛かる実測がなくなることで、それらが解消され、適正管理が進むものと思われる。					
れる。 5規則14条では「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取 図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承 影事由が明示されず、様式上流が情報して「実測図が求められてい る。既知の実測点を見取図で示すことにより、資付けに係る区域・境界が 明確に特定立び復元世史る場合などに限るのであれば、それを明確にし にほうがよいのではないか。 6/5 実測によらない隔点製造」については、GIS、GPSを用いた机上での 地図測造した。貸付箇所の整備等が完てしたところで、見取り図。地図に					
地図測量とし、其代面所の整備等か完了したところで、見取り図、地図に基づきに所養林管理署の現地立会いにより、最終確認を行う形でよいのではと考える。					
今回の提案により、本体が共済事業を行う市町村における問題点の一つであると認識していたがいたとは一学の成果であると考える。 今後は、農業災害補償制度の全体的に見直し及び活制上の措置により、支障事例の男際第川に向けた対応を定義がしただきたい。 併せて、可能であれば今後の見直しに向けた具体的なスケジュール来等もお示しいただきたい。	-		(全国知事会) 農作物共英元同様の取扱を可能とすること等、提来団体の意向を踏まえ た対応の検討を求める。 (全国市長会) 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	家畜共本の任意事業化、都証用展集共済保険審査会の必置規制の 見直については、農業収入保険制度の検討と作せ、検討を行い、平成 29年通常国金への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示した。 い旨ご設明があったが、年末の間議決定において、問題解決に同時 確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示 しいただきたい。	
毎道府県農業共済保険審査会については、収入保険制度の検討に併せて見鑑しを行うとことが、今後の具体的な検討スケジュールをお示しいただが、大きな関係的な検討スケジュールに治った法制上の措置を選じていただきたい。	_		第2次勧告の趣旨を踏まえ、制度を見直すべきである。	家畜共本の任意事業化、都道所信息業共済等級審査会の必要規制の 見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成 の必要提出に向して、検討には検討の方向社を示し、 は一部のが必要という。 は一部のが必要を受ける。 は一部のでは、 は一部のでは、 は一部のでは、 は一部のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	
今回の提案は、市町村経由事務の廃止を求めるものであって、事務費 の交付を望むものではない、むしろ、幕務費交付となると、そのための事 務が更に発生することはつ。 場外水産係、都庭内解して市町市団権 に、事務の負別をかけるという事務負担の要簡潔が推測される。 由事務 有限に対している。 日本の場合を表現する。 日本の 第一年によって、日本の場合を表現する。 日本の 第一年によって、日本の場合を表現する。 日本の はなく、事務の効率化、発出事態の廃止を行うことで、今は上に、実場にお なく、事務の効率化、発出事態の廃止を行うことで、今は上に、実場にお いて地域の農業者と態見を交わず時間を持つことの方が、市町村は都道 府果や事業主体である」Aと検的に関与できるため、事業の効果的な 実施にもつながると考える。また、個人経営の農業者はとかく、JAや農 砂所有激格点人などの農業人なが事業実施と体の場合、市町十径を由	【横浜市】 市の補正予算に要する期間を踏まえると、実施できない場合が起こりう ることに対する回番が示されていない。 市町村の積極的な関ラが求められているが、国、地方農政、県、県出 外を選した市家での情報の広盟に特別を要するため、市では農家等の要 望の形態や単葉が整に十分な事情が取れず、実施が文年度へ先進りと なり発生や単葉が整に十分な事情が取れず、実施が文年度へ先進りと なり発生や単葉が整にするない場合もある。		[全国知事会] 交付方法の変更ではなく、予算編成時期等に配慮したスケジュールとす 参呼により、関係する地方自治体に配慮した形での業務実施となるよう 検討を求める。 (全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
しない方が効率的で円がな事務手続きしなる。特に、JA音川県は、県内 の単低が頻度された組織であり、南町村の区域より見模が大きい。 今後は、益々このような広域的な観点が必要となってくると思われる。時 代の流れに即し、柔軟に制度の変更を検討いただきたい。					

辰/		首 冉検	前女胡									
管理	1	案区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向 上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	団体名((特記事項) 団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> 支障事例	各府省からの第1次回答
78	B 均 1 分 1 分 1 分 1 分 1 分 1 分 1 分 1 分 1 分 1	る地	ら次産業化かっトリークルでは、 トワーク事務手と がきの簡素化及び 要件緩和	中山間地域を住じめとしたより 多くの地域において、最朴漁業 者が6次度業化に向けた事業 ・参加するために6次度業化 ネットワーク活動交付金の手続 きの順素化や製件を緩和する。	そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請要件が厳しく、活用 が難しいため、県単独事業により6次産業の推進を支援している。	化へ取り組みやすくなる。	・地域資産を産業地域の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	農林 水産	島田知事	馬福県野遊県島沖	すぐなる。 「役職の関係を受けるの場合の場合の場合の場合の場合にあるため、情勢変化に伴い施設の規模等を変更する場合、実施計画を変定する時間に総合は非常に関いている。 「の場面と与すると、事業実施は水の事務自動が増大するケースがかられる。 「回路局地を多く的え、小規模経営の農林漁業者が多い本際においては、の表現といりを通りを受けている。のでは金庫業を発している。のでは金庫業が多い本際においては、の表現を実施の企業を受けている。のでは金庫業を制度が表現した。最初のの対金車業を対している。のでは金庫業を対象にある。 「の場かが十分でない場底となっている。整理事業の活用においるという。 「の場かが十分でない場底となっている。整理事業の活用においるといく、事業業を主体が大産を実施・地・強を排送に基づけるや仕事業計画を変化した。後、本に交付金申請のための「果実施計画」を変更する必要があるが、内容に重複があり、資料を取る機工を対している。	現性や経営改善につながらか等を書変するものであるのに対して、整備交付金の 申請に係る「事業施計画は、事業実施美術」とうき交付目的にあっているか、事業業が適正か等や書査するものであることから、商計画は審査内容と目的 が異なり、経合化事業計画」とは事業集計画は、一本化することはできない。 方表したり、事業が支援を受けて整備したも女は決定者、協適非別、が選 が表ることから、事業者が交付金による支援の申請を行うためもの であることから、事業者が交付金による支援の申請を行うためもの であることから、事業者が支援を受けて整備したも女が決定者、協適非別、が返 がい、年度だとの目標」の記載を求めているところもあり、両者の記載内容は異な もものである。 なお、事務手様については、事業者及び都道府県の事務負担を経済する観点 から、これまで実施要綱及び実施要領の一本化などの改善を図ってきたところで あり、今後とも、必要に応じて改善を図っていきたい。 ②について、 6次産業化の施設整備は、「総合化事業計画」の認定を受け、売上高の成果目 標の違成を図るため新商品の加工・販売等に主体となって取り組む、最林漁業者等
102	B地方・地方・地方・地方・地方・地方・地方・地方・地方・地方・地方・地方・地方・地	る地	造炭等电流	成された土地の良能管理・開発・土土 ・	また、果で添付着機の有無は確認しているが、承認の際の判断材料として国が求かいる書類については、案件によって機能でよめるぐきが否が、国では付れば判断できない場合が多く、都道所限を経由する意義は実情としては乏しい。なお、上述他自身的原用等の英はは、土地の良ら第10以来のまり、世界である状況である。 6、11、元を登録できたが、明道を呼吸には、12、12、12、12、12、12、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、	れることで、国と管理受託者との間で、 書類等のやりとりや問い合わせ等を一 元的に実施することが可能となり、事務 の効率・簡素化に資する。	土地改員法施行令第69条	農林水産	茨福栃群 螺島水馬 県県、、、	県、静岡川山県	所置土地改良主要により造成され、施設について改築造加工事等を行う場合の申請書館は、管理受託者である土地改良区が必要が高が金利で受け、表現にはぶける響け、表現では、高利なのと認めている。現では、添けを書いる場合では、現代に、必けている。またして、心、人、人、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	(2) 土地改良区等外管理する土地改良財産に係る維持管理事業計画や管理規 財産の管理が応されることが期待されること、また、国営更新事業を行う場合の手 財産の管理がなされることが期待されること、また、国営更新事業を行う場合の手 誘の円滑化が見られる ためである。 また、各部が開発しまいて、申請書類が法令、通知等に定める内容を備えている が等について、確認を行うとにより、地方景数局限機における手製リが向止さ れるか等について、確認を行うとにより、地方景数局限機における手製リが向止さ ものでは、自然を表した「場合、しいることである。 国鉄計事等を実出した場合、しいることである。 (3) 土地改良財産の管理受託者は、土地改良区の外、市町村、農協等と多様に かっていることでから、土地改良区を奏等他の方法により、全ての他目的使用等 (2) 申請書前の経営が地方展別の今集中することにより、事務が規模化し、従 来と比較して、系認までに要する期間が長期化する可能性が高いこと から、土地改良財産の管理を選及が他目的保険等の申請等で理理氏者で ある土地改良区等の利便性の確保を図るして、当該経由事務の廃止は適当でない。 なお、原因者工事や区分地と共設定地に対ける工事協議については、現行制度においても、都道府県知事を経由することと義務づけていない。
124	B地すが規制緩	i る和	る予算の執行の 適正化に関する	基づ農林水産省の財産処分 素定去準に係る国庫納付額の 算定方法について、目的外使用 にあっては、生じる収益に国庫 補助率を乗じた額、有價譲渡に おいては、譲渡額に国庫補助率 を乗じた額を国庫納付すること とし、不動産鑑定を要しないこと を求めるもの、(財産処分系認	農林水産省で定める適化法に基づく財産処分承認基準において、財産処分に当 たっては、目的外長用の場合 (対策/環境 以工物・関係 有信譲渡の場合は「譲渡契約額、残存薄値又は物価評価額の・プオかる加全額」、 有信譲渡の場合は「譲渡契約額、残存薄値又は物価評価額のつうた最大高い金額 は国庫補脚を乗たした金額の回路を付か条件となっている。 この55 [物価評価額]でしてには、水産庁から「不動産鑑定」とる評価額等によ り物価評価額を表すること [対策/またていることが、その場合には数万円の は、海上電影をおして、東方円の一般十万円の・形蔵を鑑定料が発生することになり、 「最終的支援等」を目が、日本の場合を関係している。 「最終的支援等」を目が、日本の場合を関係している。 本海体療事業において、国土交通者が施工する一級河川北上川水系旧北上川水子田北上川水産の 用の自然を事業において、国土交通者が施工する一級河川北上川水系旧北上川水子田北上川水田水田、 「田口前液体工事」により、河川地がが保証機能もなるとに作い、財産船分を受	のために十数万円・数十万円の不動産 鑑定料が発生する、不合理な状況が解 消され、効率的な事業の遂行が図られ 6。 [他省庁の事例] 同様の財産処分において、国土交通省 の条件は「自動学を開く出している収益 のうち国庫補助金等相当額」「譲渡額の うち国庫補助金等相当額」「譲渡額の うち国庫補助金等相当額」「譲渡額の	係る予算の執行 の適正化に関す る法律(昭和三 十年八月二十七 日法律第百七十 九号)第22条 〇 平成20年5	農林水産省	宫城県、	北海道		補助対象財産は国庫補助金の資金価値が転換されたものであり、財産処分に 係る国庫納付金の享定は、処分時点における当該財産の資産価値を正確に評価 する必要があるため、農林水産省においては、時価評価値のほか域後の予法で 資産価値を押価。国庫特付報等算することといいるところである。 今回の事業では、結果として時価評価値の算定に要した経費が、算定規を上 図ることとなっようであるが、事業によっては保存準値及は譲渡が高機とならことも想定されることから、適切な国庫特付額の算定を行う ため、合理的な手法の一つである時価評価値は、対き接き国庫特付額の算定を行う ため、合理的な手法の一である時価評価値は、対き接き国庫特付額の算定を行う にか、合理的な手法の一である時価評価値は、対き接き国庫特付額の事度を行う した。特別を対象の一つとして採用することが適当である。 地方、特価所能が不効度を認めている。 した。対して採用することが適当である。 した。対して採用することが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	足資	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	補足資	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	足資 料	見解	補足資料		定列労権(例の) 寺() 印文がつのエマサ(代の) では高(正原中項)	甘州 雅かつの外と久間皆
7)について、・進捗状況の把握は、単年度の目標値管理までしなくても、総合化事業計画の目標値に対しての進捗度の報告で可能である。 小容が極かる項目については、事業実施計画において省略しても問題はないと考えている。 農林水産をの見解では、今後とも必要に応じ改善を図っていきたい」とあり、今回提案している「重複項目の省略」は改善提案の一つと考えている。 農林水産をの見解では、今後とも必要に応じ改善を図っていきたい」とあり、今回提案している「重複項目の省略」は改善提案の一つと考えている。 2について、 農林漁業者等への直接的支援は効果的であるが、中山間地域等の経営体は小規模経営体が多く、国事業による直接的支援の対象になれないトースがソチロをある。(今地域タイプでは、整備施設の使途が新高島・一部が国の整備事をである。(今地域タイプでは、整備施設の使途が新高島・一部が110分割を取りまたというで地域を認め、主体となって地域を取りまとかると、で中で山間地域等におけるの定業と化が保留的に進むと考えており、是非とも制度の見直し、緩和をお願いしたい、なお、島根原では、県単独事で市町村が主体となった地を変化が保留的に進むと考えており、是非とも制度の見直し、緩和をお願いしたい、なお、島根原では、県単独軍で市町村が主体となった地域を関係に、県単独軍で市町村が主体となった地域を見い、場所を記述される。	11.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	福井県) 打について、 両計画は、総合化事業計画をマスターブランとし、事業実施計画が介 両計画は、総合化事業計画を対し、両計画間で記載内容、記載順序等 登理することは可能と考える。また、総合化事業計画においては事業 と事業計画の該当項目を参照、引用とすること年業計画においては事業 は事業計画の該当項目を参照、引用とすることで、計画策定の負担を減 方で上が可能と考える。 送資県 1 打について、 「総合化事業計画」と事業実施計画」については、申請時期が異なることが、 ある、そうした場合、信念化・事業計画」の要更手が優生する とがある。そうした場合、信念化・事業計画」の要更手が函数になったが ある、反がし事業が完了です、補助事業の申請を所の類性なることが、 必定がし、機ななどが必定がある。とが、 などので、総合化事業計画と事業実施計画の一本化につながるような検 対されたい。		(全国市長会) 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
郵道府県の起回や国産事業の適合決定の協議等は、他目的使用等の 社次により、認可等の判断を左右せず、その観点から土地改良財産の管 環状況の把握を都道府県が行う必要はない。 後段の、当該経由事務を廃止した場合の想定については、「土地改良 財産取扱規則」第27条に基づき地方農政局長等から農林展別局長に定 期後記数の場合は、直接農林水産省に申請されている。 また、事前に整定保険が高級関係と実施することにより事務の煩雑化 を防ぎ利便性を確保する機能と実施することにより事務の煩雑化 を防ぎ利便性を確保する機能と変してとであるが、土地改良法施行令部分 等のによると、最近所保険が高度の出てのう、建設仕業は施物の頻雑化 を防ぎ利便性を確保する機能と実施することにより事務の頻雑化 を防ぎ利便性を確保する機能と実施することにより事務の頻雑化 を防ぎ利便性を確保する配置とのことであるが、土地改良法施行令部分 等によると、最近所保険が自立しているとならは、申請意の記載 事項や添付書額のチェックリスト等を国から直接管理整括市に配札に添 付きせた方が、現在よりを表現して書数で制までもようるようになり、より 効果的な防止策になるのではないか。 上記以外に、販や新定当時は、ご書教を制までもようるようになり、より 効果的な防止策になるのではないか。 上記以外に、販や新定当時にとび他の事業を表付する方法が効 率的であったことが独自事業を素養付けでいた理由とも素えられるが、現 在は交通の便や業務の電子化等から、その意義もなくなっている。	1	静岡県] 園営事業により造営された施設(以下「国営施設」という」は国が示す 専御方法書等に基づいて管理受託者が管理しており、他目的使用・改築 島加工事の承認は管理受託者である局が行う事所である。 国営施設の他目的使用、改築追加工事の書類を都道再保知事経由 上さることにより、加道府県が国産部設(土地改良財産)の管理を決を把 置することまで条文から読み取れない。 国営施設の改造追加工事では裏販局出失事務所の意見書が付される よど、管理受託者と最近原との間で調整とからまれて解に送付されるので審査 る本地がなく、最近所保知事経由とする意識と近れている。 最近には、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 力が、対して、時間がから関連を使出し、他の迅速さからも都道府県の経由を廃 した方が効率的であると考える。				
平成20年5月23日付け20経第385号晨林水産省大臣官房経理課長通 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基 年について別表、債害者より間層補助金報節の返還の上限、処分 する補助対象財産に係る国際補助金等の支出観とする。上定められて おり、財産処分時の財産価値が大幅に上昇したしても、国籍補助金等 の支出観を超える返還はまじない、よって、財産処分に十つ国職返還の ためという目的を鑑かれば、財産処分に件つ国職返還に当たり、全ての 用地について不動産鑑定を行ってまで正確な資産価値を算出する必要 ばないものと思する。 なお、助価評価額が不動産鑑定を持ちいたしていることが想定される 場合について、機計を行うたの監査をといただいたところだが、今後の機計 スケジュール等をお示しいただき、単念な検討をお願いしたい。			-	_		

農材			討要請									
管理 番号	提家 区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向 上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> 団体名	各府省からの第1次服答
293	A 権限 移譲	その他	利用財産の処	ため、地方公共団体が所有する 長期利用財産に係る財産処分 の手続の簡素化、具体的には 地域活性化との関連や報告の 確認に関しては県が行い、国へ	社会情勢の変化に伴い、利用率及び必要性が低下した公共施設について、地 域の実情や創意を汲み、農林業拠別第に開きるず、広や域の活性化につなげ たいと考えているが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋が る根拠資料の作成等が求められることから、着手時期の遅れや地域が望む利用 計画の実施に遅れが生じている。	効法用と地域活性化の促進 - 事務量の削減	福助事業、又は、 ・	農林水産	九州地事会	長崎県提	回体句 ② 適正化法の国費返還義務のある開港を経過した老朽化した建物がいくつか存 県、新 在しているため、防災の競点からも無体・数左を考えている。 思浜市 ○ 製成の事例のように登録時期が古い施設に係る条件は、近年ないものの、 一般的な財産処分の条件はある。	国庫補助金の資金価値が転換された補助対象財産は、本来、補助目的に従って処分機関期間中使用すべきところ、平成20年に、社会検索情勢の変化等へ内 の下するため、補助自動体力・程度によりでは手を通過した制度を扱うで場合は、 あっちた。他の関わり続った。中によりでは手を通過した制度を扱うで場合は、 もちゃくかって減かがあったものとかなす自然系統制度を導入しているところであ の一方で、補助分数財産の個分は、指導を機能としておお金計を検察の決事を報告の不当事項など下進切な処理事業が例年見受けられ、国として、より一層の 販正な指導があかられているところである。 このため、適切な包括系統制度の適用を図の観点から、当該財産処分にある。 で、あらかと向において報告書を受理する際に内容が適切であるか確認する必 変があると考えているところである。 他が、報告を関すまでの処理制度に対しては、手続間来性の観点から包括系 他が、報告を関すまでの処理制度に対しては、手続間来性の観点から包括系 を力をあると考えているところである。 を対象と考えているというである。 は、日本のでは、日本の
294	B 地方の に対す級利 規制級利	その他]	における事業主 体の法人化に	の法人化の推進は国の施策と も合致しており、事業の目的や 効果に何ら影響を与えるもので はないことから、経営体の法人 化に伴う財産処分申請について は、都道府県への事前届出制と し、国へは県からの事後報告と	(建変の背景) 農業経営体の法人化の促進については、「日本再興戦略」にも盛り込まれ、長崎 果としてもその推進に向け経営相談や法人計画作成の支援等を行っている。 しかしなが。国庫補助金で財産を整備した経営体については、法人化の前に、 国に対して財産の外系即申請そわなければなる。最佳業の繁化研察は事務が進みにく、また事務量が多いことから法人化に前向きにならない経営体も存在 する。 このような状況を改善するためには、必要となる申請書類等の削減と事務時間 財産が行うことで、法人により近い最初の まだ書類の確認等の申請事務を都適前開が行うことで、法人により近い現場で まだ書類の確認等の申請事務を都適前開が行うことで、法人により近い現場で 「大き舞の機能等の申請事務を都適前開が行うことで、法人により近い現場で 「大き事務」 長崎県においては、今後も年間で2000度変体の法人化を進めることを計画してお 人名社の分か1イ料理の経営体については、構造変き事業や必必要される。 「大きないる」が、4世級の経過かを進まれる。 「大きないる」では、今後も年間で2000度変体の法人化を進めることを計画してお 人名社の分か1イ料理の経営体については、構造変き事業や必必要すべり では全て整備した財産を所有しているため、法人化に伴い、各経営体は財産処分 申請が必要となり、その事務処理に相当の時間を要することが予想される。	- 事務量の削減	補助事業等により取得し、又は り取得し、又は 効用の増加した 財産の処分等の 承認基準につい 「平成20日付け無利 大選者 大選者 発達 基準に対し 「発達者 大選者 発達 基準に対し 「発達者 大選者 発達 基準に対し 「発達者 大選者 発達 、 発達 、 発達 、 発達 、 発達 、 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	省	九州地事	長崎県提案分		植動対象財産の財産処分については、例年、会計検査接の決算検査報告の不 当事項など不適切な処理が行われる事業も見受けられ、国としてより一層の厳正 は指導が来めれているところである。 また、適正化法第22条は、各省各庁の長の承認を受けないで補助金舎のよう の目的に反した場類などそとしてはならないとされ、交付の条件を付していることか ら、承認を受けることなく。事後の報告とすることは高当ではない。 なお、ころしてこから、現行側では適正に決えり財産処分系基準の適切 な進用を図る観点から、あらかじめ都道府県において申請書類の確認を行ってい ただいた上で、国において申請内容が適切であるか確認する体制をとっていると ころである。
125	規制緩和		付金の運用改善	製助策定市町村口対し、その結果だけではない。特別で開発の場合の個本で要で超高がの適様で可能のような事業を設計ではない。		なった事業者に対しても十分なフォローを行うことで、地域の支情に応じて、 を行うことで、地域の支情に応じて、 的な事業を増加させることができる。	金実施要調(合次産業化表現で、一次では、一次では、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で		宮城島県		形果、文接を行うためには、国に関との十分な情報交換が必要である。 本東津 (県下活用にているな企業化イナックフラ語教育性と実践体制整備事業)にお 市、島、いて、1428女にジョル度に要望能が過ぎて図るためで、一方語数では全く実践体制整備事業)にお 現、観については、農林水産者から配分側の算定資料が完かし、計算で乗りする 品報 を対しては、農林水産者から配分側の算定資料が完かし、計算で表するである。 の場合しては、農林水産者から配分側の算定資料が完かれ、農林水産者から配 時間、 は、日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学を表していては国の設定機の範疇 しては、農業方生を行い事業を実施した。子草配分については国の設定機の範疇 して事業を実施性が必要を実施した。子草配分については国の設定機の範疇 して事業を実施性が必要を実施した。子草配分については国の設定機の範疇 して事業を実施性が必要を表した。では、日本の大学を表していただきたい。 の「6次産業化ホットワーク活動を付金(受傷事業の方き事業者ケイ)につい で、申請事業を実施性が必要を一が、一般ないでは、果全 通じて作用に採択結果のがメールにて連絡されるのかで、市から採択結構をの理 を実に聴わながければその理由だりからないままである。不採択となった事業者 に対しての理由を含む側のに自然がないままである。不採択となった事業者 に対しての理由を含む側のに自然できないととれ、市から採択結構の引きました。 通じ、他別に伝はまでも増を設定関係されるのでは、実施を、申請するにあ に対しての理由を含む側のに自然できないととれ、に対しましました。 適能で開始におければその理由が会の理由や要望細胞がの過程のほか、選考の 通程で排除がありまで表生来活制画の理解と改善の選和では、実施を 通じ、個別に伝はまでも増を設定関係といい、採択制果だけでなく不採 択になった場合の理由や改善点等を正達することにより、今後の支援・指導に繋 げていてこかできるため、女付金の運用を図るのを受性を表める。 の (投業団体に関係の点で支障がたじている、特に不採料準業について、国として 改善的などのようにより、一分を表の表の の (投業団体に関係の点で支障がたじている、特に不採料準業について、国として 改善のを必要となるそのように考ないたが全く不明なため、果として今後の計 園改善や対心に同けた設備力のあるシオローが困難。	分している。 一のため、不採択となったものは、採択された事業実施計画と比べてポイントが 不足していることが明らかであり、その理由は配点を行った都道府県が承知して いるものであることから、不採択理由の設明や配分基準への追記を行う必要はな いと考えている。
133	B 地方を に対する 規制 緩利	±th:	等導入促進法 第2条第2項に	ついて、社会経済情勢や地域の 実情に応じて弾力的に運用でき るようにすること	「理楽の背景】 服工法第2条第3項は、無工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道 路貨物運 送業、倉庫業、福包業及び卸売業に限定されている。 未県では、最工法、基づき、県が計画、市町村が時間を策定し、農工団地58 団地、511mを造成し、141社の企業が増業しているが、造成したものの企業立地 が進んでいない間が約52maかり、また、計画しは、最工団地を適宜することなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の地が1分mb、31m (25 APM 文庫 25 APM 2	ガス発電施設や熱供給業など、雇用に 加え、団地内へのエネルギーの安定供 給に寄与する業種が追加できることで、	腰村地域工業等 導入促進法	厚生 無 於			秋田県 ○ 本県においても、コールセンターなど、展工法で定める業種以外の企業からの立地報望が寄せられる格例があったが、最終機制によりが接を耐会している。 立地報望が審せられる格例があったが、最終機制により決議を耐会している。 出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むととも に、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。	無村地域工業等導入促進法(以下「意工法」という。)に基づき整備され、5年を発 地上流性工業時期特等における地域再生流の特別は、既に違配が完了しており、 水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速な立地を目前す企業。 にとってメリットが多いと考えられるところ、地方制生を実現するためは自動でには地域に にしてと、12年では必要との報め、指電されたのである。 でお、最工法は、農業従事者の就業を促進し、農業特益の改善に対することが いとするものでよることから、(別等施用等により無料は他は、12年でよりを いとするものであることから、(別等施用等により料理を制定しているとない。 いまでは、農業技事をの対象を使用と、農業特益の改善に対する定定的な集 を必要したいこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的な運用 を必要したいこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的な運用 を必要したいこと、等の考え方から素種が限定されており、直ちに弾力的な運用 を必要したいこととから、農業者の数素精造を含む性制化について、農工法を 始めたれたまで各名も含めて満しられてきた技体な拡張の効果を検証の上、農業・ 無材を関心を持ちない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見辞	補足資 彩	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
平成20年の包括承認制度の導入により社会経済情勢の変化等への対 方が強化されたことは環境するが、財産船分に関する協議期間が長いま とや地域活性に繋がる機場資料の住席がが成めたることからま 時期の遅れや地域が望さ利用計画で実施に遅れが生じており、地域活 性化の支煙となっているのが設備である。そのため、利用率及び必要性 が低下した既存制度の流形を地方自治体の創産工夫により円滑に行 ことができるよう制度の流形を必要しました。 ことができるよう制度の流形を必要である。 また、今回の要量においては、地方公共団体が事業主体となったもの に限定しており、加えて精の脅性については機能するため、不適切な処 理想になる可能性と終めて低いと考えるがることから、地域活性化 の関連や機能の機能に関しては、展外がれ、関への年度場の事業の報告 のみ行うこととしていただきたい。			_	【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求め (全国市長会】 授業団体の意見を十分に尊重されたい。		
農業経営体の法人化に際しての財産処分の承認に係る事務も法人化 に向けた実際の一つとなっており、随た際として着進している法人化を をあったからには、障害となっている事項についてはできる限りを得る を表したがある。 また、法人化に伴り財産の譲渡は、利用方法や補助目的に影響を与え もものでないといかに一部の状態となることは考えられず、事務重の が、表したが不適のな理となることは考えられず、事務重の で、ご検討いただきたい。				[今日本正本]		
類回答の機能については理解したが、例えば、不疑比となった事業を のも彼の参考にしてもらうため、各地域と心度採件教や、当該体度 の採択基準値結果としてのポーダーライン)を示すことなどはできない か検討いただきたい。		(鳥取県) 交援体制整備事業では、実施要綱等に基づく配点が前年度と同点で あっても年度によっては配分額が要望額から減額が成か分額が減縮されている。 干学額能と比較、要望額積算が超過するためが一般が減縮されることも思定されるが、その理由は配点を行った都道府県でも不明なため、明確な配分基準(減額理由)を示していただきたい。		【金館市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
地方創生の観点からは、即効性のある問題が必要であることから造成 赤んに対して精趣されたことは理様できるが、専門に造成工事を大変通り 様が良く誘わし、からなきが見かかるまでは農業生産も行いながら、見つか 以来道成するところが多人ある。 規工法は、最村地域への工業等の導入とともに、最村都での工業等へ の設業を促進することも19人の工業等の導入とともに、最村都での工業等へ の設業を促進することも19人の工業等の導入とともに、最村都での工業等へ の設業を促進することも19人にており、工業等の導入が進めにくい。最村 都における奴隶構造改善、更には、農業精造の改善を促進するために は、業種の販光が必要を考えている。 また、責省からの回答では「対象となる地域、産業を服確にした上 で、必要な店業を検討しているところとあるが、具体的な検討状況やス ケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実 情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。		(秋田県) 昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農家世帯を 取り場ぐ労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは傾的に変 化しており、「定めずしも専門的な脚と為度な技能を必要としないら、 一方で、必ずし始勢にこだらが、プークライフ(イランスを選札した多 株な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前り出②の条件に マンチするととした、一定の雇用規模があり、地方が見る地間がと がしたらわれない産業については農工波の既定により、2010年日間と 世界農業センサス2015によると、日本の産業ア敷は、2010年日期間と なっている。 世界農業センサス2015によると、日本の産業ア敷は、2010年日に 能小してはいるものの、依然、高い水準を維持している。 本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農歴世帯の多様な就業 ニーズにマッチする幅広い働き方の選択数を提供できる環境を整備し、 この法律の主要と目的である「最単帯の変定的・機動的な雇用確保」 の促進にも資するものであるので、更なる検討を期待する。		-		

農林水	産省	再検	討要請										
管理 番号 p	提案区	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向 上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	団体名	その他 (特記事項)		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
134 B		上地利用 農地除	半島振興計画 に係る主務大臣 の協議。同意の 廃止	大臣へ協議し同意を得ることと されているが、半島振興計画の 作成に関して主務大臣が都道 府県に変更を求めることができ る主務大臣への提出制度に改め る。	なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき乗が策定する山村振興 基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都 道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への問意協議は行われていな	同意協議を廃止することにより、事務の 開業化による貸担軽減が図られるととも に、半島振砂調に基づく事実施や 国の支援を受けることよる事業が 年別発現(砂塊の目立的発展、地域住 民の生活安定、指柱向上や、定住促進 等)が開修できる。	半島振興法第3 条第1項	総務省、文部科学省、	中国地 方知事		団体名 北海 長 崎	交簿事例 〇半島振興計画の作成において、主教大臣への協議(事前選逐を会さ)及び同意を得るために、多大な時間と労力を受している。(407計画変字時にも、事前確定を含かて図鑑調を行か方を受している。た。相道市保日出先規関である総合指規の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	議議が明備している「多大な時間と努力」の具体的な内容について、内閣原格力分権改革権 進型に情報提供を領域したとう。同意から、技術原体の提出して半角条度計算第三十分で制 からの変更いついては、その他意、関係を利用して基外を からの変更いっては、その他意、関係を利用して基外を が、関係提出されているの目と、機能を利用して基外を の場合を提出されているか月と比を製し、さらに、最終提出から開業までに3の月を製した主 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
に文	対が緩和	農地除	に集る主務大臣 の協議、同意の 原止	大臣へ協議し同意を得ることと されているが、年島展刊計画の 作成に関して主格大臣が都道 府景川変更をみることができ ることしたよで、計画策定後の もことしたよで、計画策定後の る。	半島振興法第3条によると、都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかし、主務大臣に協議し、その問意を得なければならない。」と定められている。 ならない。」と定められている。 はお、同様の歴世で制定されている山村振興法に基づき風が策定する山村振興 基本方針では、都道府県が5計策定後に主張大臣に提出し、主務大臣による都 通府県への勧告が可能であることから、主務大臣への回意協議は行われていな 「具体的な支障事例」 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び問意を 得るために多大い時間と労力を要している。(年東のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	簡素化による負担軽減が図られるととも に、半島振興計画に基づく事業実施や 国の支援を受けることによる事業効果の 早期発現(地域の自立的発展、地域住 民の生活安定:福祉向上や、定住促進 等)が期待できる。	半島振興法第3 条第1項	部厚省库在土環特別。	方会 知事	山口県提 案分	北海道	□ 単島展展計画の作成において、主務大臣への協議。事前は議を含う)及び阿 並を得るために、多大な時間とからを見ている。(402計画業を消し、事前は 該を含めて「国協議に終りか引を要している。また、都適所県と地朱機関である後 構発を含かて国協議に終りか引を要している。また、都適所県と地朱機関である後 間や、書類のやりとりに時間がかかる。) ○ 早島振興計画の作成において、主務大臣への協議・事前報题を含か20人び同 恵を得るために多々な時間と労力を要している。(1427計画策定時には、事前確認 を含めて国協議に約7か月を要した。)	6. 無限と上間は、半路展別相に基づきの支出情意を持ずることとれていることから、 中級展別相加の受許を表の、より場合ではなる。とも、計画策定段階における主意大臣へ 中級展別相加の受許を表の、よりであっていました。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
規集	対報和	農地除	に係る主務大臣 の事前審査の 廃止	務大臣に提出し、主務大臣は離 鳥振興基本方計に適合してい ないときは都道所限に変更すべ きことを求めることができるとされているが、実務上行われてい も間高振り間をの事前提出 による審査について、廃止す も。	厳島振興法第4条により、「都遠府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計 動を変わた際に比出し、主務大田に提出し、主務大田は、離島振興基本方針に適 合していないと認めるときは、当該都道府県に対して礼を変更すべきことを求める こができる。「足定められているが、実格し、計間実定の前連島振興計畫をの事 前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の題目で制定されている山村振興はこ都ごき県が実定する山村振興 基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 「民体的な支車等例」 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と 労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	に、熊島振興計画に基づく事業実施や 国の支援を受けることによる事業効果の 早期発現(地域の自立的発展、地域社 股の生活安定・福祉向上等)が期待でき る。	条第10項、第11 項	総部厚省産産土環境 有人	中方会		北海 長 崎県	○離島振泉計画の策定において、実務上行われている事前書表1-多大な時間が力を製している。(地名計画策を寄いる。随は能は3か月を製している。情だと参 労力を製している。(地名計画策を寄いる。随は能は3か月を製している。情だと 連済県は出光機関である総合展開局・振興局を選しての作業となるため、計画策 定のための市町内の作業時間や、着類のやりといき時間がかかる。) ○手様かが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の程源が見込まれる。 即による支援が担保される前別であれば、反対する中のではなく制度で取り必要 ではあるものと考える。 の無角振射計画の策定において、実務上行われている、事前書査に多大な時間 と労力を要している。(地25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	「思想されて出産機関が目は、同意実現の後の実践の変化をできまった。最高業業を大力的に影響をある 地域を整備していまり、最新機関を表示的においまいでは、企業の企業に表示を対しては影響がある。 最高機関計能の事業財出は、これの影音性の機能を目前かつ出意に実験に、最早報目表現の事業機関 最高機関計能の事業財出は、これの影音性の機能を目前かつ出意に実験に、最早報目表現の事業機関 を機能するため、支出に対した人で高無関連が重要では、いたがしたし、不能を目前を見から事業機関 を機能するとから、大型には、「他の影響と同じない」と、「他の影響と同じない」と、「他の影響を ・大型はは、「他の影響を持つの変におい」と、反乱と行われている。 中華書店と多々な時間から予定している。 も、ためことからが、平成が主気が対策変が、最高機関制がある事態変に受して適助は、関係打で使用か の。上のことからが、平成が主気が対策変が、最高機関制がある事態変に受して適助は、関係打で使用か をといったが、これが、一般である。 ・大型はは、「他の影響といったが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、 ・というない。これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、
に支	地方。	農地除	に係る主務大臣	務大臣に提出し、主務大臣は離 島振興基本方針に適合してい ないときは都道府県に変更すべ きことを求めることができるとさ れているが、実務上行われてい る離島振興計画案の事前提出 による審査について、廃止す る。	(現状) 職品振開決策4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計 順を定めた際にこれを主教大臣に提出し、主教大臣は、離島振興基本方針に適 もしていないと戦からを出性、当総都道府県に対しれたを東すべきととを求める ことができる。」と定められているが、実際上、計画策定前に臨島振興計画家の事 前提出により、直線振興基本方針に適合するかるの事畜が行れれている。 なお、同株の建設で制定されているいは村振興法に基づき根が策定する山村振興 抵入には、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 服島振興計画の変定において、実形上行われている、事制書査に多大な時間と 労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	簡素化による負担軽減が図られるととも に、離島振興計画に基づく事業実施や 国の支援を受けることによる事業効果の	離島振興法第4 条第10項、第11 項	総部厚省企業 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	九州地事	山口県提 来分	北海道	○離島展限計画の策定において、実際上行われている事前審査に多大応時間と 労力を養している。(425計画策定時間には、国協協にの月を養している。また、都 遠京県は出光機関である総合展開局、展開局を選しての作業となるため、計画策 変のための計事材の中業時間や、着類のや少といき開閉がから、 ○ の他島展開計画の策定において、実際上行われている。事前審査に多大な時間 と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	議事報報、回校の企業は整常の分(以下「海」という、「海の参享等の管理では一方を認用を含からまたに に出せたける無限が出た。「海の機関では、「海の機関である」、「海の機関である」、「海の機関である」、 は耐た管理しており、原発機関をあったがに適合していないと認めたとせる。、自然力は自動を選用を引て更な の構造を関しており、見た機関である。「カース (1998年) では、自然力は自動を選用を引て更な を発展する。 「本の (1998年) では、「中央 (1998年) では、自然力は自動を選用をして更な を発展する。 「本の (1998年) では、「中央 (1998年) では、自然力は自動を対する。 「中央 (1998年) では、自然 (1998年) では、自然の (1998年) では

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解	補足資 料	見解	補足資 料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
事無類別計画の作成に当たっては、国からの通知「半阜振興法の一部な正に平り半島振興計画が抵抗的の際について「保放7年のかり、「保放7年のから、計画は国の半島振興治療・との方向性となっている。 他方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の競点からも、也才投展基本方針と同様に国の回意を廃止、し提出制度に改めることである。 地方の自主性等を再の限标に国の回意を廃止、し提出制度に改めることである。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画家の修正・追加等はそのお底関係庁内各張との意ま顕整や市町への事前協議が必要であることから、一次から二次まである計画家の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。		(生海温) 報行法における事前協議の機管については環候するが、H27の半島振 期行法における。 期行法においては、協議にフヶ月もの長期間を要していること、ま た、協議に係る助からの指摘は、軽微な変更によるものであったことか ら、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	_	_		
半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知「半島振興法の一 部改正に中プキ島振興計画性は計動の製定について、JF棟成27年3月 日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興陰策と同 の方向性となっている。 地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の軽点からも、地 相景原基本方針と同様に国の向意を廃止し、提出制度に改めることを求 める。 の名。 は誰が廃止てきない場合であっても、計画家の修正・追加等はそ なお、協議が廃止できない場合であっても、計画家の修正・追加等はそ のの配度側係庁内各限との変更顕整や市町への事前協議が必要であるこ とから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を 顕いたい。		任無選当 銀行法における事前協議の趣管については環解するが、H27の半島振 銀計画の協議においては、協議にフヶ月もの長期間を要していること、ま た、協議に係る助からの指摘は、軽微変変更によるものであったことか ら、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	_	-		
平成24年から25年の離長展別計画の作成スケジュールでは、国の雇 無限期基本方針の実定と並行し計能伸成を行っているが、国からの情 報授保より離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離 無限期基本方針に過去する内容で策定している。 また、国への事明提出で頂いた修正意見は詰向等の停止で利除に之と まっており、計画をの基本内内を修正する必要があるものではなかっ たと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島 振利計画家の事物提出の廃止を求める。 なお、任意で行なん事物提出であっても、修正にはその相度関係庁 なお、任意で行なん事物提出であっても、修正にはその相度関係庁 なか、任意で行なん事物を出せまっても、修正にはその相度関係庁 からの事前提出をの回答からは修正期間が短かったことから、余裕を 持った期限の設定を願いたい。	<i>:</i>	(毛海道) ・ 新前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25種島振興 ・ 計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、ま た、その際の国からの指摘は、軽板な変更によるものであったことから、 事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。		_		
平成24年から25年の服息機関計画の体現スケジュールでは、国の 高級開基本方針の家定と並行、行制情が集を行っているが、国からの情 報授保により開島機関計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は維 系展開基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとと まっており、計画をの基本的内容を修正する必要があるものではなかっ たと思われる。 地方の目ませの確保や、行政改革による事務改善の親点からも、離島 無別計画をで等的選出の第上とはある。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 の名書及び関係有等への意思をが必要であり、前計画策定制で 持った期限の設定を願いたい。		(生海温) 報報 (生物・経過) (生物		_		

農	木水産省	1 再検討	要請									
管理番号	2		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向 上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	団体名	その他 (特記事項) 団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
136	Bに対射級利	資金 関に 資子 転貨 合の	の機関保証	沿岸漁業改善保全の資付において、都道県東の直接保付制 いて、都道県海の直接保付制 は、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に	(相信の展生) 日本の発生者を含ま、沿岸漁業改善資金加度法に基づき、間の助成を受けて都道前県の特別 会計に資金含成は、漁業従事者等に実付を行う物度である。 なお、山田東では異金の責付機関については、平原には原収開発加速者することなく。自己 国際により事業を実施している。 (日本的な大学などのでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、 日本のでは、現代に当たっては、現代の工は基準程度入の資本が機関付けられているが、山田東では自己のでは、現代に当たっては、現代工法を受ける に上述行を含むい。資付に当たっては、現代工法を発し入の電水が機両付けられているが、は 選帯程度人の環本を提明として、第一成でした。 活帯を扱入の根本を提明として、第一成でした。 活力を経済の起ふかが立たす。利用を前さした・等等がある。うま、完成が設定され、債保保証 に関係変更の必要には、今以に一連構造人の関本を関本でると失うまでも、債保保証 に関係変更の必要は、今以に一連構造人の関本が関本でると失うまでも、債保保証 に関係変更の必要はないの対象と対象となった。 (1971) 前提集業就業者の保保・室前かより役を含むるとか、資金製業手段の多样化を図るとともに、保 経済の政策が関係。と関がより役を含むるとい、領域保証 に対象により、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の は、日本の環境が開催さいま物なより出資を含むされては、最近 は、日本の環境が開催されておりまでは、場所の対象を関係を含むととった。 (1971) 日本の経済が開催されている。 「中心、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは	連業従事等の選択該が増え、当資金 の活用拡大にもつながると考えられる。 の活用拡大にもつながると考えられる。 が、当ま者にとって利用しやすい残金 が、当ま者にとって利用しやすい残金	第1項、	農林水産	山田県地	青県手神県潟徳県崎宮	商等規定書が修証人を接収できずいた「毎ず物質を作れ、大事例がある。また、素和の 財産業務を得受達定は編金におい、定義人を侵収ではいる事者が当業を利用できる よう、進業所係の情度性から、債務を証制度の海人と求める意見がある。 の当業においても無限はよの可能の情報だれる。利用を動きた、他の身料于機能を利用できる でるをえなかった。現実的体に同様に、日保共を制申し戸屋で管理、別を生か等の子基がで の事においては、提集団体に、同様は、海神がかった。民法が仮正されて始る。 見込みが立たず、当該省金の利用を確定した事件があった。民法が仮正されて始る。そうに した事務が提回することとが考望される。 の本限においては、長期経帯や役し例は事例は無いが、貨件書面において専門知助だとし、 の機能機能した者をあるの方が収し保い入びは成分でき、また一部業業者からは ししていての漁職者発起を求める業型がある。 していての漁職者発起を求める業型がある。 の会し、民法が仮正に保機能的された場合、全て以上に信息人は保健人の保保が難して 会として、保証人が戻立いて保健的によった場合。	審資金助成法に基づき都直保限が無利子で貸し付ける様のて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融指配と性格が異なる。 本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実際を把握している水産業改良を活臭や、 市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を書及受助する。 とにより貸付後においても積極的な指導、支援を行い、経営の改善を図ることとしている。 2.2 (2.3 高速保険のに要請された水平金に金融機関からの転貨制度を導入した 2.3 高速保険の事務負担が保護される一方で、 3.1 高速機関が連携した政策の企業判断ではなく、金融機関としての融資制 が優先され場撃として総貨が行われない可能性がある。 2.2 (金級機関として総貨が行われない可能性がある。
254	B対する利規制総対	資金 関係 資本 合の	金の金融機能 上された。 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない	度に加え、漁協等の金融機関に よる転貨融資力式を追加するととし、転貨機関方式の場合、 漁業指用基金値会による保証 の対象とする。	沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて動 協併原の特別を計計資金を遊成、漁業役事者等、賃貸付を行列制度である。 なお、山口県では当資金の資付原資については、平成11年度以降追加造成する こな仏、自己団により準業を実施している。 【具体的な支障事例】 にの資付は、葱紅屏景が直接費付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の 保証を受けることができない、貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の微束が 総務付けられているが、山口県では接欠対条時の開催で管理、支打競産処分 もの手機をが容易ではないこと等から、連帯保証人の撤末を開化して運用して が、事務を証人の確保の見込みが立たず、利用と断念し、中級・開発したが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念し、中級と 保が困難になると見込まおの。 提出が設定され、機器保証の要件 (機が困難になると見込まなるよう、資金調達手段の多様化を図 を対し、受験を対し、企業を対し、企業を利用できない漁業者の対策を 部と起い、企業のを受け 新規漁業就業者の確保、定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図 をとして、保証の発生の発生の 部との要が3 新規漁業就業者の確保、定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図 をとして、保証の機能の発生の 部との要が3 本の対策を対し、企業を はこる必要が3 ない、日息素改良食金及び外来・木材産業改善資金を利用できない漁業者への対策 できることとされている。		全助成法第6条	農林水産	九州地事	神奈斯県湯島	る転貨融資力式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貨融資の際は 無業信用基金値象の債券保証で可能として乗やよる場合、漁業者の経済的負 担の軽減を図る必要がある。 〇新規以業者が保証人を確保できずやむを得す他資金を借入れた事例がある。 また、未県の沿岸漁業な産資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業 来者が当資金を利用できるよう。漁業関係者の領債食から、債券保証制度の場 で求める意見がある。 〇当県においては連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子 軽度を利用せざるをえなかった事例がある。 の当県においては、提案団体と同様、担保対象物件の評価や管理、財産処分 等の手数を無保証人が基本の企業を対象が表現の表現に対しているここか。 の1年においては、提案団体の場合ではず、鉄資金の利用を所名した事料である。 の本場においては、長野延滞や近し倒れ事例は無いが、貸付審室において事に 加盟が乏し、金融機関による都立の方が貸り相以入りに減少する。 漁業者からは、保証人を依頼していたが急性基準促延を求める要望がある。 ○本県においては、長野延滞や近し倒れ事例は無いが、貸付審室においてまた。 漁業者からは、保証人を依頼していたが急性は発症を求める要望がある。 ○本県においては、長野延滞や近し倒れ事例は無いが、貸付審室においてまた。 漁業者からは、保証人を依頼していたが急性は必要がある。 ○本県においては、最野延済の方が貸り相以入りは減少する。 企業機関による転貸方式がつ機関保証とされたい。	れた資金であり、単なる金融計画と性格が異なる。 本資金では、地域の実情や心料企業の支票地を把握している水産業改良普及員や 市町村、漁協などが連載し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を書及奨励することにより貸付後においても機能的な指導・支援を行い、経営の改善図ることとしている。 とこのように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貨制度を導入した 場合、都証保険の事務負担が経資法であった。方で、 ・ の 関係機関が重視した接続的な経済制度でななく、金融機関としての融資判 ・ の 関係機関が重視した接続的な経済制度でななく、金融機関としての融資判 ・ の 関係機関が重視した接続的な経済制度でななく、金融機関としての融資判 ・ 変の機入しに当たり、機会者にあたな負担(保証料等)が発生する ・ 保受者に割れたな実施が生じる可能性がある。 3 現在、本資金は38期通所は一部では対けが行われており、漁業者の減少や他の金 施支援もある中、直近のか年において4年間300件前後(ド24・334件、F25・315件、 1962・288件)以付けており、契付制度において4年間300件前後(ド24・334件、F25・315件、 1962・288件)以付けでおり、契付制度において4年間300件前後(ド24・334件、F25・315件、 1962・288件)以付けでおり、契付制度において4年間300件前後(ド24・334件、F25・315件、 1962・288件)は付けでおり、契付制度において4年間300件前後(ド24・34件、F25・315件、 1962・288件)は付けが表した。 本書の表別を対して表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表
158	B 地方で に対制級和	金() 企名	鳥獣被害防 都道府県活 支援事業)の 付条件の緩	援事業)の事業費に占める委託 割合(50%)の制限を緩和し、実 態として丸投げでない委託につ	府が軍業実施主をして元成補機軍事を実施する場合、農飲を補機する原独自 の専門員参が、ないため、着着機能が結構している市計、規定会等の労強 団体へ委託しなければ実施できない。 そのため、当該事業の限額に当たっては、委託以外の業務を509を超えて確 保・実施しなければならないことが足かせどなっており、必要な申業量産税、適正 事業の「五投げと禁止する適当で委託が合うについて50%以内の制限が設けら なているが、条件が実施している受託事業は、病が事業実施計論を指定し補援者 と補援場所等の成計や中向时との調整、補援実施目には規制に行く等を行って おり、実態として利食げではない要託については、認めていただきたい。	要託割をの制限を緩削することによっ て、都道用機の助いする鳥獣教育 策に予算を重点的に配分し、効率的、効 果のな事業実施が可能となる。	馬斯被害的止稅 合加減至何金 合施數就被害的人 開始	農林水産	京滋兵和県県県市都賀庫歌島、京京、京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京	野県東県	2とするのではなく、実態により1/2を植えて委託可能とされたい。 〇本交付金左手肌上エンジカの補援事業を実施する場合、鳥獣を補償する道 自の専門員等がいないため、第友金等の狩猟団体へ委託を行わなければ事業 実施できない。また、補屋個体を用いた有効活用事業の実施に当たっては、民間 が持つノウハウを最大限活用し、道内外の方々にエゾシカ側の魅力を伝え、効果 的なエゾシカ側の滑電拡大を目ますことを自動して、民間を業工者が活用事業	なお、他県においては、同じ事業について、請負や役務の要請で対応している場合もあるところ。このため、平成29年度予算検討過程において、当路事業について、請負や役務の要請で実施の事能であることや、委託する場合においても、5094以内制限と適用しないことが適当な場合を関係通知に明記することについて、検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
甘わヨかつの本・人の図客と知る人に従来以外かつの元が 見解	補足資	ながきからいます。 ながないのか、 の関係となった。 というでは、 ので	補足資	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
旧農業改良資金と林業・木村産業改善資金は、直接資付に加えて転貨制度が導入されているが、沿岸漁業改善労金のお貨貨制度を認められない環由を明確にされているが、沿岸漁業改善労金のお貨貨制度を認められない環由を明確にされて、業金の第、以関係の2000年に対機については、銀銀票員の金銭貨貨制度を廃止し、長貨資付制度のみとした場合には該当するが、今回の資本は漁業者的いずれの資付が金差銀件できるようが手にことが設備できるの大量技業としたない。山口県の沿岸漁業改善労金の実施が少ないとの御相協であるが、長労制度の導入により特別金利企業企業の会の実施がある。これら、制度改正の必要性はあるものと考えままり。制度では、大きものである。また、漁業等に、最初を保証といるが会別といったがおりてはていた。制度改正の必要性はあるものと表しまり、投資制度に作ることが経過人様保護団動の利用が関係となったがわけては、までは、最大の企業の場所はあるととせに、集を着も前もの実際にという、最高が最小によりましていることに、実付着者に長る部連用の事長が保護送れる。以上から、機能型から関係と正なりませた。以上から、機能型を上が発展となった。以上から、機能型を上が発展としているというである。また、実付着者に長る部連門の事長が保護送れる。 以上から、機能を正ちなります。	有有	「神奈川県」 2について、 (一般実用所については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関 の委員で構成される沿岸漁業で高等金値議会の意見を聴いた上、県が、 現付け決定を行う、このため機が行われたくなるという懸さは少な い。 (選供するよう)にする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のからについて、 連名川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の 投資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化党金で 対応して事例もある。 (1について、 神奈川県としては、大さな返滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者 の材優性を図るため、選択技の場を広げだい。 (1長時間、としては、大さな返滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者 の材優性を図るため、選択技の場を広げたい。 「長の場合」で表されて、「大きな返滞や貸し倒れ事例は無いものの、信受者 の材優性を図るため、選択技の場を広げたい、 「大きな返滞で見し明れ事例は無いものの、信受者 の材優性を図るため、選択技の場を広げたい。 「長時間、全の優遷が確実に実行されることが制度存立の大部提ということであれば、転音規等から、としていまれて、最高人概等のな正に関する事件では、保証人発度の方策が依然されることになっており、公 正記書の作成など保証人となることに対する手続をかより接受になり、今 でる要解案には、保証人発度の方策が依然されることになっており、公 正記書の作成など保証人となることに対する手続をかより接受になり、今 なると明確ないましていませませました。として、現状のままで は、当後後代が難しなることが予想される。として、現状のままで は、当後規度の利用を締める事例が増えるのではないかと懸念される。 なお、一般的の利用を締める事例が増えるのではないかと懸念される。 なお、一般的の利用を締める事例が得えるのではないかと懸念される。 なお、一般的の利用を締める事例が得えるのではないかと懸念される。 なお、一般的の利用を締める事例が得えるのではないかと懸念される。 なお、一般的の利用を確める事例が得えるのではないかと懸念される。	100	全国印章会・全国市民会・全国市村会からの意見 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	提案需集級計略門部会からの主な再換計の税点(重点事項)	各身省からの第2次開等
旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貨 制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貨制度を認められ 東省の第1次回答の2におけるご指摘については、熟遺廃機の直接貸 付制度を廃止し、転貨貨付制度のみとした場合には総当するが、今回の 展実に漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨 であり、懸念には当たらない。 山口県の付料漁業改善資金の実積が少ないとの御指摘であるが、転 質制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながものと考 え供業をしたものである。また、夏付業機の多り共同財業を指おいても、 同様の支障事例があり、制度改正を求める意見があることか、例底も 工業の要によるもとしてある。また、漁業等に事材の一部を受任すること が保証と経受目とある。また、漁業等に事材の一部を受任すること が保証と経受目とある。また、漁業等に事材の一部を受任すること が保証と経受目のである。また、漁業等に事材の一部を受任すること が保証と経受目的である。また、漁業等に事材の一部を受任すること なにまた、金銭機関的の報と対の建設によるわけではないが、制度 を見重すことにより、総道所の遺産が実金の利用が可能となるものである。 また、金銭機関から取貨付い場合には、賃貸審金に係る部連用の 事務が軽減される。 また、金銭機関から取貨付い場合には、賃貸審金に係る部連用例 事務が軽減される。 また、金銭機関から取貨付い場合には、賃貸審金に係る部連用例 事務が軽減される。 場合におかり、 場合に対している場合に対していることがあるとされるので また、金銭機関から取貨付い場合には、賃貸審金に係る部連用の 事務が軽減される。 また、金銭機関がもの質付い場合には、賃貸審金に係る部連用例 事務が軽減される。 場合にはおから取り入れていることがあるとされるので あれば、理由を明確にされたい。 なお、詳細については補足資料を参照されたい。		【神奈川泉】 2 (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		【全国市長会】 提業団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
野生鳥獣の捕獲業務については、捕獲数量等を成果の目的とした講負 業務にないまないため、従来から業務委託として実施してきたところであ る、前が作成した金体事業計画において、その一部(指数を計分を受託す る場合などは、50%以内側を連貫しないよう場計調いてい、 またものから以内側のではいましている不質的な運由は向か明 はこれ、でものから以内側のではいましている不質的な運由は向か明 なお、患状ではなく請負業務として実施が可能であるならば、その手法 について関係通知に明記していただきたい。	-	_	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		